

大飯3、4号炉 審査基準、記載要領との比較

行数	審査基準	記載要領 (2.(1)(2)(3)については審査基準の項目の記載順と異なる整理となっているため、(1)(2)(3)で色分けすると共に、再掲内容は斜体文字とした)	大飯3号炉長期施設管理計画記載箇所 (PLM30ベースから長期施設管理計画申請時点への変更は全体に係るため明示していない) 黄色マスキング箇所が項目として本文記載不足箇所
1	II. 長期施設管理計画の審査に当たって確認すべき事項	II. 長期施設管理計画認可申請書に係る記載について	
2	1. 実用炉規則第113条第1項第4号 長期施設管理計画の期間	1. 実用炉規則第113条第1項第4号の「長期施設管理計画の期間」	
3	① 長期施設管理計画の期間として、発電用原子炉施設の劣化評価及び劣化を管理するために必要な措置を踏まえた期間（10年以内に限る。）が定められていること。 ② 当該期間は、実用炉規則第113条の4第1項第2号に規定する連続する一の期間であって、その期間が10年を超えないように始期及び終期が定められていること。 ③ 変更の認可の場合にあっては、認可を受けた長期施設管理計画の終期を延期しようとするものではないこと。	(1) 認可を受けようとする長期施設管理計画の始期及び終期を具体的な期日（年月日）で記載することとする。ただし、終期については始期とする日から起算した一定の4期間で記載することを妨げない。	4. 長期施設管理計画の期間 2025年6月6日を始期、2031年12月17日を終期とする期間
4			
5	2. 実用炉規則第113条第1項第5号 劣化評価の方法及びその結果	<p>2. 実用炉規則第113条第1項第5号の「劣化評価の方法及びその結果」 (1) 劣化評価に係る記載内容については、次のとおりとする。ただし、劣化評価の対象となる機器・構造物のうち、重要度分類指針において定義されるクラス3の機能を有するものであって、高温・高圧の環境下にある機器（最高使用温度が95℃を超え、又は最高使用圧力が1900kPaを超える環境にある機器（原子炉格納容器外にあるものに限る。）をいう。）以外のものについては、下記3.の「劣化を管理するために必要な措置」の策定の対象としたものを除き、⑦から⑳までの事項の記載を要しないものとする。</p> <p>①プラント概要 ②プラント運転実績 ③発生した主な経年劣化事象 ④主な補修・取替え実績 ⑥技術評価の実施体制 ⑦技術評価の実施年月日 ⑧技術評価の項目ごとの個別の実施手順 ⑩現状の施設管理の評価結果</p> <p>(3) 上記(1)⑥から⑳までの技術評価の実施に係る記載内容については、次のとおりとする。</p> <p>① 技術評価の実施体制について、以下の事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術評価を実施するための組織 ・技術評価の方法 ・技術評価の実施に係る工程の管理に関する事項 ・技術評価において協力した事業者がある場合には、当該事業者の物品又は役務の調達に係る管理に関する事項 ・技術評価の記録の管理に関する事項 ・技術評価に係る教育訓練に関する事項 	<p>5. 劣化評価の方法及びその結果</p> <p>○記載要領(1)</p> <p>①プラント概要 → 「5. 1 大飯3号炉の設備概要」 ②プラント運転実績 → 「5. 2 大飯3号炉の経緯」 ③発生した主な経年劣化事象 → 「5. 2 大飯3号炉の経緯」 ④主な補修・取替え実績 → 「5. 3. 1 主な改善工事」 ⑥技術評価の実施体制 → 「5. 4. 1 評価の実施に係る組織」 ⑦技術評価の実施年月日 → 「5. 6 評価年月日」 ⑧技術評価の項目ごとの個別の実施手順 → 「5. 7 技術評価方法」 ⑩現状の施設管理の評価結果 → 「5. 10 保全活動管理指標の実績」</p> <p>○記載要領(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術評価を実施するための組織 → 「5. 4. 1 評価の実施に係る組織」 ・技術評価の方法 → 「5. 7 技術評価方法」 ・技術評価の実施に係る工程の管理に関する事項 → 「5. 4. 3 工程管理」 ・技術評価において協力した事業者がある場合には、当該事業者の物品又は役務の調達に係る管理に関する事項 → 「5. 4. 4 協力事業者の管理」 ・技術評価の記録の管理に関する事項 → 「5. 4. 5 評価記録の管理」 ・技術評価に係る教育訓練に関する事項 → 「5. 5 評価に係る教育訓練」

行数	審査基準	記載要領 (2.(1)(2)(3)については審査基準の項目の記載順と異なる整理となっているため、(1)(2)(3)で色分けすると共に、再掲内容は斜体文字とした)	大飯3号炉長期施設管理計画記載箇所 (PLM30ベースから長期施設管理計画申請時点への変更は全体に係るため明示していない) 黄色マスキング箇所が項目として本文記載不足箇所
6	(1) 通常点検、劣化点検及び特別点検の方法及び結果		
7	① 発電用原子炉施設の使用の履歴及び施設管理の状況に基づき、最新の科学的及び技術的な知見を踏まえて、通常点検及び劣化点検の実施の考え方及びその方法が適切に定められていること。	(1) 劣化評価に係る記載内容については、次のとおりとする。 ⑤通常点検、劣化点検及び特別点検の方法及びその結果	通常点検、劣化点検の考え方は整理が必要。 ○審査基準①、記載要領①通常点検については、実施の考え方及びその方法を記載するとともに、通常点検の結果の記載が必要。
8	② 通常点検及び劣化点検の結果として技術評価に用いる点検等の結果が明らかにされていること。ただし、劣化点検として実施する発電用原子炉施設の劣化の状況を把握するため追加的に実施する必要がある点検又は検査がない場合には、劣化点検を実施しなくとも技術評価が可能であることが示されていること。	(2) 上記(1)⑤の通常点検、劣化点検及び特別点検の方法及びその結果に係る記載内容については、次のとおりとする。 ① 通常点検の実施の考え方及びその方法を記載するとともに、通常点検の結果を記載すること。 ② 劣化点検については、点検の対象となる機器又は構造物ごとにそれぞれの点検方法、実施時期及びその結果を記載すること。	
9	③ 実用炉規則第113条の6第2項第2号に規定する「原子力規制委員会が必要と認める特別点検」として表1に規定する点検を実施していること。追加点検については、表1に規定する点検に加えて、それまでの使用の履歴及び国内外の最新知見を踏まえてプラントごとの特徴に応じた必要な点検等(通常点検及び劣化点検で実施している点検等は除く。)を実施していること。ただし、第113条の6第3項の確認を受けた場合は、当該確認を受けた実施方法で追加点検を実施することができる。	(2) 上記(1)⑤の通常点検、劣化点検及び特別点検の方法及びその結果に係る記載内容については、次のとおりとする。 ③ 特別点検については、点検の対象となる機器又は構造物ごとにそれぞれの点検方法、実施時期及びその結果(実施体制及び実施手順を含む。)を記載すること。	特別点検、追加点検
10	④ 実用炉規則第113条の6第2項第2号に規定する「原子力規制委員会が必要と認める時期」として、初回の特別点検については、運転開始日から35年を経過する日以降、運転開始日から40年を経過した日を含む長期施設管理計画の始期まで(運転開始日から40年を経過する日を超えて初めて長期施設管理計画の認可を受けようとする場合は、その長期施設管理計画の始期の5年前以降、当該長期施設管理計画の始期まで)に実施していること。初回の追加点検については、運転開始日から55年を経過する日以降、運転開始後60年を経過した日を含む長期施設管理計画の始期まで(運転開始日から60年を経過する日を超えて初めて長期施設管理計画の認可を受けようとする場合は、その長期施設管理計画の始期の5年前以降、当該長期施設管理計画の始期まで)に実施されていること。それ以降の追加点検については、直近の追加点検の実施結果を踏まえた長期施設管理計画の始期から10年を経過した日を含む長期施設管理計画の始期の5年前から当該長期施設管理計画の始期までに実施されていること。ただし、第113条の6第3項の確認を受けた場合は、当該確認を受けた実施時期に追加点検を実施することができる。		特別点検、追加点検
11	⑤ 特別点検及び追加点検の実施体制及び実施手順並びにその点検の対象となる機器又は構造物ごとにそれぞれ点検方法及び実施時期が適切に定められていること。また、特別点検及び追加点検の結果として技術評価に用いる点検等の結果が明らかにされていること。		特別点検、追加点検
12			

行数	審査基準	記載要領 (2.(1)(2)(3)については審査基準の項目の記載順と異なる整理となっているため、(1)(2)(3)で色分けすると共に、再掲内容は斜体文字とした)	大飯3号炉長期施設管理計画記載箇所 (PLM30ベースから長期施設管理計画申請時点への変更は全体に係るため明示していない) 黄色マスキング箇所が項目として本文記載不足箇所
13	(2) 経年劣化に関する技術的な評価		
14	① 技術評価の実施体制、実施方法等のプロセスが適切に定められていること。		
15	② 発電用原子炉施設の使用の履歴及び劣化の状況に基づき、その特性に応じた評価対象機器等を選定していること。評価対象機器等の選定に当たって「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)において安全機能を有する構造物、系統及び機器として定義されるクラス1、2及び3の機能を有するもの、実用炉規則別表第2において規定される浸水防護施設に属する機器及び構造物並びに許容基準規則第43条第2項に規定される常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物(以下これらを総称して「機器・構造物」という。)が選定されていること。消耗品・定期取替品等これらの機器・構造物のうち評価対象機器等から除外する機器・構造物がある場合は、その除外理由が適切なるものであること。また、 機器・構造物は、長期施設管理計画の始期において適用される技術基準規則に定める基準に適合する見込みに基づき、抽出されていること。	<p>(1) 劣化評価に係る記載内容については、次のとおりとする。</p> <p>⑩技術評価の対象とした機器・構造物</p> <p>(3) 上記(1)⑥から⑳までの技術評価の実施に係る記載内容については、次のとおりとする。</p> <p>② 技術評価の対象となる機器・構造物の抽出の考え方及びその結果を記載すること。技術評価の対象から除外する機器・構造物がある場合は、その考え方を記載すること。その際、一般社団法人日本原子力学会 日本原子力学会標準「原子力発電所の高経年化対策実施基準」の経年劣化事象一覧表、経年劣化メカニズムまとめ表等を参考とすることができ、この場合には参考とした旨を記載すること。</p>	<p>○審査基準②、記載要領② 技術評価の対象となる機器・構造物の抽出の考え方 → 5.7.2 技術評価対象機器</p> <p>○記載要領②その結果について具体的な記載が必要。</p> <p>○審査基準②長期施設管理計画の始期において適用される技術基準規則に定める基準に適合する見込みに基づき、抽出されていること。 → 5.2.1 技術基準規則への適合状況 について PLM認可～長期施設管理計画策定までの期間の更新が必要。</p>
16	③ 発生が想定される経年劣化事象を抽出するために、各機器・構造物の部位ごとに使用材料及び使用環境(圧力、温度、構造、流体条件、運転条件等)が同定され、想定すべき経年劣化事象及び部位の抽出方法が適切に定められていること。ただし、当該部位のうち、発電用原子炉設置者の施設管理活動において、材料等の経年劣化の影響から生じる性能低下の状況が的確に把握され、長期施設管理計画において引き続き当該施設管理活動を適切に実施することが認められる動的機器については、技術評価の対象としないことができる。		○審査基準③ → 5.7.3.4 経年劣化事象の抽出
17	④ 機器・構造物に発生するか又は発生が否定できない経年劣化事象を抽出し、その発生・進展について評価を行い、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象が適切に抽出されていること。抽出に当たっては、以下の主要6事象は必ず抽出されていること。(主要6事象)・低サイクル疲労・中性子照射脆化・照射誘起型応力腐食割れ・2相ステンレス鋼の熱時効・電気・計装品の絶縁低下・コンクリート構造物に係る強度低下及び遮蔽能力低下 また、上記の主要6事象以外の機器・構造物に発生するか又は発生が否定できない経年劣化事象のうち、日常劣化管理事象及び現在までの運転経験や使用条件から得られた材料試験データとの比較等により今後も経年劣化の進展が考えられず、又は進展傾向が極めて小さいと考えられる経年劣化事象以外の事象が高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として抽出されていること。 日常劣化管理事象については、その発生・進展について適切に評価され、劣化傾向監視等の劣化管理の考え方が適切に定められていること。	<p>(1) 劣化評価に係る記載内容については、次のとおりとする。</p> <p>⑭機器・構造物ごとに発生が否定できない経年劣化事象</p> <p>⑮高経年化対策上着目すべき経年劣化事象の抽出</p> <p>(3) 上記(1)⑥から⑳までの技術評価の実施に係る記載内容については、次のとおりとする。</p> <p>④ 機器・構造物ごとに発生が否定できない経年劣化事象及び高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を抽出するための考え方、抽出方法を記載するとともに、日常劣化管理事象として除外するものがある場合は、当該日常劣化管理事象の劣化傾向監視等の劣化管理の考え方を記載すること。抽出された全ての高経年化対策上着目すべき経年劣化事象(以下の主要6事象を含む)を記載すること。その際、一般社団法人日本原子力学会 日本原子力学会標準「原子力発電所の高経年化対策実施基準」の経年劣化事象一覧表、経年劣化メカニズムまとめ表等を参考とすることができ、この場合には参考とした旨を記載すること。</p> <p>(主要6事象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低サイクル疲労 ・中性子照射脆化 ・照射誘起型応力腐食割れ ・2相ステンレス鋼の熱時効 ・電気・計装品の絶縁低下 ・コンクリート構造物に係る強度低下及び遮蔽能力低下 	<p>○審査基準④、記載要領④ → 5.7.3.4 経年劣化事象の抽出 経年劣化事象の抽出の考え方、抽出方法は記載している。日常劣化管理事象として除外するものがある場合は、当該日常劣化管理事象の劣化傾向監視等の劣化管理の考え方については追記が必要。</p> <p>○記載要領④抽出された全ての高経年化対策上着目すべき経年劣化事象(以下の主要6事象を含む)を記載すること。→ 5.8 技術評価の結果</p> <p>○記載要領④「日本原子力学会標準「原子力発電所の高経年化対策実施基準」の経年劣化事象一覧表、経年劣化メカニズムまとめ表等を参考とすることができ、この場合には参考とした旨を記載すること。」 → 5.7.3.4 経年劣化事象の抽出</p>

行数	審査基準	記載要領 (2.(1)(2)(3)については審査基準の項目の記載順と異なる整理となっているため、(1)(2)(3)で色分けすると共に、再掲内容は斜体文字とした)	大飯3号炉長期施設管理計画記載箇所 (PLM30ベースから長期施設管理計画申請時点への変更は全体に係るため明示していない) 黄色マスキング箇所が項目として本文記載不足箇所
18	⑤ 運転が見込まれる期間が適切に設定され、評価対象機器等に対する健全性評価が当該運転が見込まれる期間について実施されていること。健全性評価を行うために設定した条件及び評価手法が明確となっており、経年劣化事象に応じて関連する適切な規格・基準等が用いられていること。また、健全性評価に当たっては、停止状態の方がより厳しい評価条件となる場合には、その影響を適切に考慮していること。	(1)劣化評価に係る記載内容については、次のとおりとする。 ⑨技術評価の評価期間 ⑯健全性評価結果 ⑰⑱健全性評価結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 ⑲耐震安全性に関する評価（以下「耐震安全性評価」という。）・耐津波安全性に関する評価（以下「耐津波安全性評価」という。）の評価結果	○審査基準⑤、記載要領⑨ → 5.7.1 評価期間 ○審査基準⑤、記載要領⑯⑰⑱ → 5.8 技術評価の結果
19	⑥ 健全性評価の結果から現状の保全策の妥当性を評価し、追加保全策が適切に抽出されていること。	(1)劣化評価に係る記載内容については、次のとおりとする。 ⑳追加保全策	○審査基準⑥、記載要領⑳ → 5.11 追加保全策
20	⑦ 耐震安全性に関する評価（以下「耐震安全性評価」という。）の対象とする経年劣化事象（以下「耐震安全上着目すべき経年劣化事象」という。）として、経年劣化の進展により機器・構造物の振動特性又は構造・強度に影響を及ぼすことが想定される経年劣化事象が適切に抽出されていること。		○審査基準⑦ → 5.7.4.2 耐震安全性評価手順
21	⑧ 耐震安全上着目すべき経年劣化事象に対する耐震安全性評価が、運転が見込まれる期間について実施されていること。耐震安全性評価を行うために設定した条件及び評価手法が明確となっており、関連する適切な規格・基準等が用いられていること。また、耐震安全性評価に当たっては、許可基準規則に適合することが確認された基準地震動及び弾性設計用地震動を用いた評価が行われていること。		○審査基準⑧ → 5.7.1 評価期間、5.7.4 耐震安全性評価（評価方法）、5.8.9 耐震安全性評価（評価結果）
22	⑨ 耐震安全性に対する現状の保全策の妥当性を評価し、耐震安全上着目すべき経年劣化事象に対し、耐震安全性が確保されない場合に、追加保全策が適切に抽出されていること。		追加保全策は抽出されなかった。
23	⑩ 耐津波安全性に関する評価（以下「耐津波安全性評価」という。）の対象とする経年劣化事象（以下「耐津波安全上着目すべき経年劣化事象」という。）として、経年劣化の進展により浸水防護施設に属する機器及び構造物の構造・強度に影響を及ぼすことが想定される経年劣化事象が適切に抽出されていること。		○審査基準⑩ → 5.7.5.2 耐津波安全性評価手順
24	⑪ 耐津波安全上着目すべき経年劣化事象に対する耐津波安全性評価が、運転が見込まれる期間について実施されていること。耐津波安全性評価を行うため設定した条件及び評価手法が明確となっており、関連する適切な規格・基準等が用いられていること。また、耐津波安全性評価に当たっては、許可基準規則に適合することが確認された基準津波を用いた評価が行われていること。		○審査基準⑪ → 5.7.1 評価期間、5.7.5 耐津波安全性評価（評価方法）及び5.8.10 耐津波安全性評価（評価結果）
25	⑫ 耐津波安全性に関する現状の保全策の妥当性を評価し、耐津波安全上着目すべき経年劣化事象に対し、耐津波安全性が確保されない場合に、追加保全策が適切に抽出されていること。		追加保全策は抽出されなかった。
26	⑬ 地震、津波その他の自然現象により受けた影響について、これによる機器・構造物への影響を考慮して劣化の状況を把握した上で、技術評価が行われていること。	(1)劣化評価に係る記載内容については、次のとおりとする。 ①地震、津波その他の自然現象により受けた影響の考慮 (3)上記(1)⑥から⑳までの技術評価の実施に係る記載内容については、次のとおりとする。 ③技術評価において以下を反映している場合は、それぞれその概要を記載すること。 ・地震、津波その他の自然現象により受けた影響について、これによる機器・構造物への影響を考慮した劣化の状況の把握	○審査基準⑬ → 5.7.3.3 自然現象により受けた影響の考慮、該当がないとの結論の記載のみであり、検討した内容が確認できない。 ○記載要領③ → 該当なし

行数	審査基準	記載要領 (2.(1)(2)(3)については審査基準の項目の記載順と異なる整理となっているため、(1)(2)(3)で色分けすると共に、再掲内容は斜体文字とした)	大飯3号炉長期施設管理計画記載箇所 (PLM30ベースから長期施設管理計画申請時点への変更は全体に係るため明示していない) 黄色マスキング箇所が項目として本文記載不足箇所
27	<p>⑭ 評価対象機器等の選定、経年劣化事象の抽出、健全性評価・耐震安全性評価・耐津波安全性評価の手法、現状の保全策の評価等については、国内外の運転経験、関連する適切な規格・基準等、最新の科学的及び技術的知見等が反映されていること。反映に当たって、少なくとも以下の事項について検討・評価がなされていること。</p> <p>a. 機器・構造物の運転実績データに加えて、国内外の発電用原子炉施設における事故・トラブルやプラント設計・点検・補修等のプラント運転経験に係る情報、経年劣化に係る安全基盤研究の成果、経年劣化事象やそのメカニズム解明等の学術情報、及び関連する適切な規格・基準等の最新の情報が適切に反映されていること。</p> <p>b. 当該申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化状況把握のために実施した点検の結果が適切に反映されていること。</p> <p>c. 過去に技術評価を実施している場合には、当該評価をその後の運転経験、安全基盤研究の成果等の科学的及び技術的知見をもって検証するとともに、劣化管理の意図した効果が現実に得られているか等の有効性評価を行い、これらの結果が適切に反映されていること。</p>	<p>(1) 劣化評価に係る記載内容については、次のとおりとする。</p> <p>⑫国内外の原子力プラントの運転経験の反映</p> <p>⑬最新の科学的及び技術的知見の反映</p> <p>(3) 上記(1)⑥から⑭までの技術評価の実施に係る記載内容については、次のとおりとする。</p> <p>③ 技術評価において以下を反映している場合は、それぞれその概要を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器・構造物の運転実績データに加えて、国内外の発電用原子炉施設における事故・トラブルやプラント設計・点検・補修等のプラント運転経験に係る情報、経年劣化に係る安全基盤研究の成果、経年劣化事象やそのメカニズム解明等の学術情報、及び関連する適切な規格・基準等の最新の情報 ・当該申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化状況把握のために実施した点検の結果 ・過去に実施した技術評価をその後の運転経験、安全基盤研究成果等の科学的及び技術的知見による検証、劣化管理の意図した効果が現実に得られているか等の有効性評価の結果 	<p>審査基準⑭(a)、審査基準③ → 5.7.3.2 国内外の新たな運転経験および最新知見の反映</p> <p>審査基準⑭(b)、審査基準③ → 5.3.2 高経年技術評価に係る劣化状況把握のための点検等</p> <p>審査基準⑭(c)、審査基準③ → PLM30～長期施設管理計画の期間については、追記が必要。</p>
28			

行数	審査基準	記載要領	大飯3号炉長期施設管理計画記載箇所 (PLM30ベースから長期施設管理計画申請時点への変更は全体に係るため明示していない) 黄色マスキング箇所が項目として本文記載不足箇所
29	(3) 技術評価の結果	(2.(1)(2)(3)については審査基準の項目の記載順と異なる整理となっているため、(1)(2)(3)で色分けすると共に、再掲内容は斜体文字とした)	
30	<p>① 実用炉規則第114条第2項に規定する長期施設管理計画の期間における運転に伴い生じる劣化を考慮した上で発電用原子炉施設が技術基準規則に定める基準に適合すること。具体的には、次の事項を満足すること。</p> <p>a. 長期施設管理計画の申請の際現に設置されている機器・構造物について、技術基準規則に定める基準に適合していることが確認されたものであること。</p>		<p>技術評価の結果は整理が必要。</p> <p>○審査基準①a. → 追記が必要。</p>
	<p>b. 機器・構造物が最新の技術基準規則（適用されているものに限る。）に定める基準に適合することについて、原子炉等規制法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可を受け、又は原子炉等規制法第43条の3の10第1項の届出（その届出が受理された日から30日（同条第3項による期間の短縮又は同条第5項による期間の延長がなされた場合はその期間）を経過した後の届出に限る。）がなされていること。</p>		<p>○審査基準①b. → 5.2.1 技術基準規則への適合状況 PLM認可～長期施設管理計画策定までの期間の更新が必要。</p>
	<p>c. 技術評価の結果、長期施設管理計画の期間において、技術評価の対象となる機器・構造物が表2に掲げる判定基準を満足すること。</p> <p>d. 上記c.の判定基準を満足しない場合には、長期施設管理計画の期間における原子炉その他の設備に係る劣化の管理のために必要な措置の実施を考慮した上で、長期施設管理計画の期間において判定基準を満足すること。</p>	<p>(3) 上記(1)⑥から⑩までの技術評価の実施に係る記載内容については、次のとおりとする。</p> <p>⑤ 技術評価の結果は、抽出された高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ごとに評価対象、評価の条件、評価の方法、健全性評価、現状の施設管理に対する評価、総合的な評価を記載すること。評価の結果、抽出された追加保全策がある場合には、当該追加保全策を記載すること。評価の条件、評価の方法について、以下に例示する運転経験や最新の知見等を反映した場合には、その内容を記載すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料劣化に係る安全基盤研究の成果 ・これまで想定していなかった部位等における経年劣化事象が原因と考えられる国内外の事故・トラブル ・関係法令の制定及び改廃 ・原子力規制委員会からの指示 ・材料劣化に係る規格・基準類の制定及び改廃 ・発電用原子炉の運転期間の変更 ・発電用原子炉の定格熱出力の変更 ・発電用原子炉の設備利用率（実績）から算出した原子炉容器の中性子照射量 ・点検・補修・取替えの実績 <p>⑥ 耐震安全上考慮する必要がある経年劣化事象の抽出の結果、耐震安全性評価を行う際の代表機器又は構造物の考え方、耐震安全性評価に用いる地震力、評価手法及び評価の結果について記載すること。評価の結果、抽出された追加保全策がある場合には、当該追加保全策を記載すること。</p> <p>⑦ 耐津波安全上考慮する必要がある経年劣化事象の抽出の結果、耐津波安全性評価を行う際の代表機器又は構造物の考え方、耐津波安全性評価に用いる津波、評価手法及び評価の結果について記載すること。</p>	<p>○審査基準①c. → 機器・構造物が表2に掲げる判定基準を満足することを明確に記載していない。</p> <p>○審査基準①d. → 判定基準を満足しない結果は得られていない。</p> <p>○記載要領⑤⑥⑦ → 5.8 技術評価の結果</p>
31			

行数	審査基準	記載要領 (2.(1)(2)(3)については審査基準の項目の記載順と異なる整理となっているため、(1)(2)(3)で色分けすると共に、再掲内容は斜体文字とした)	大飯3号炉長期施設管理計画記載箇所 (PLM30ベースから長期施設管理計画申請時点への変更は全体に係るため明示していない) 黄色マスキング箇所が項目として本文記載不足箇所	
32	3. 実用炉規則第113条第1項第6号 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置（中性子の照射による脆化の影響を確認するため、中性子照射量に応じ、監視試験片（技術基準規則第22条に定める監視試験片をいう。）を用いて長期施設管理計画の期間中に実施する必要がある試験（以下「監視試験」という。）に関する措置を含む。）	3. 実用炉規則第113条第1項第6号の「発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置」	<p>○劣化管理のために必要な措置とは何かを明確にする必要がある。 劣化管理のために必要な措置とは、通常点検、劣化点検、特別点検、追加点検、追加保全策、監視試験が対象と考えており、それぞれに対して以下の項目の記載が必要。</p> <p>・通常点検、劣化点検、特別点検、追加点検：実施時期 ・追加保全策：実施時期、実施方針、長期施設管理計画の期間中に実施する措置 ・監視試験：監視試験を実施する方針、同方針に基づき長期施設管理計画の期間中に実施する必要がある監視試験に関する措置</p> <p>記載要領②の「上記2. の劣化評価を踏まえた施設管理」とは追加保全策のことと考えている。</p>	
33	① 劣化管理のために必要な措置について、施設管理の項目の内容に応じて実施する時期が定められていること。	① 劣化管理に係る施設管理等の項目及び当該項目ごとの実施時期を記載すること（現状の施設管理等に関することを含む。）。		
34	② 運転が見込まれる期間における技術評価で抽出された全ての追加保全策がその実施時期とともに実施方針として示されており、そのうち長期施設管理計画の期間中に実施する措置が具体的に定められていること。	② 上記2. の劣化評価を踏まえた施設管理を記載すること。		
35	③ 一般社団法人日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法」（JEAC4201）等に基づき、運転が見込まれる期間において劣化を評価できる適切な時期に監視試験を実施する方針が示され、同方針に基づき長期施設管理計画の期間中に実施する必要がある監視試験に関する措置が具体的に定められていること。	③ 監視試験の計画を記載すること。		
36				
37	4. 実用炉規則第113条第1項第7号 技術の旧式化（科学技術の進展に伴い、その技術が旧式となり一般に利用されなくなることをいう。）その他事由により、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な物品又は役務の調達に著しい支障が生じることを予防するための措置	4. 実用炉規則第113条第1項第7号の「技術の旧式化その他事由により、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な物品又は役務の調達に著しい支障が生じることを予防するための措置」	<p>第2回審査会合資料を踏まえて修正</p> <p>○審査基準① → 7. サプライチェーン等の管理 ○審査基準②、記載要領① → 7.2.2 対応策の検討 ○審査基準③、記載要領② → 7.3 評価結果、実施方針について記載が必要</p>	
38	① 技術の旧式化により、機器・構造物の機能を維持するために必要となる予備品等の物品の調達及び保守、技術支援等の役務の調達に対し、その調達に著しい支障が生じることを予防するため、技術の旧式化の管理のためのプログラムが適切に策定されていること。			
39	② 当該プログラムの運用においては、機器・構造物を対象とし、運転が見込まれる期間において旧式化するおそれがある機器・構造物を特定し、特定された機器・構造物に対しての対応方針があらかじめ定められていること、また、旧式化の兆候を的確に捉えるために情報収集等の活動を行い、必要に応じて対応方針等を見直すことが定められていること。	① 技術の旧式化を管理するためのプログラムの運用による対応方針について記載すること。		
40	③ 当該プログラムの適切性、有効性を品質マネジメントシステムに基づき、定期的に評価、改善することが定められていること。	② 当該プログラムの有効性の評価等の実施方針について記載すること。		
41				
42	5. 実用炉規則第113条第1項第8号 実用炉規則第113条第1項第5号の点検及び評価並びに第6号及び第7号の措置の実施に関する基本的な方針及び目標	5. 実用炉規則第113条第1項第8号の「点検及び評価並びに措置の実施に関する基本的な方針及び目標」	<p>○点検及び評価並びに措置の実施に関する基本的な方針及び目標は整理が必要</p> <p>○審査基準①、記載要領① → 8. 点検及び評価並びに措置の実施に関する基本的な方針及び目標 ○審査基準② → 8. 点検及び評価並びに措置の実施に関する基本的な方針及び目標</p>	
43	① 発電用原子炉施設の劣化管理について、劣化評価、劣化を管理するために必要な措置等に係る方針及び目標が定められていること。	① 点検、評価及び措置の実施に関する基本的な方針及び目標を記載すること。		
44	② 国内外の運転経験、最新の科学的及び技術的知見、試験研究成果、規制基準や規格・基準の改訂、点検等・補修・取替えの実績及び設備の新設・更新等の情報を収集し、それらを踏まえ、劣化評価の見直しの検討を速やかに行い、必要に応じ、長期施設管理計画の変更を行う方針が定められていること。			
45				

大飯3、4号炉 審査基準、記載要領との比較

行数	審査基準	記載要領 (2.(1)(2)(3)については審査基準の項目の記載順と異なる整理となっているため、(1)(2)(3)で色分けすると共に、再掲内容は斜体文字とした)	大飯3号炉長期施設管理計画記載箇所 (PLM30ベースから長期施設管理計画申請時点への変更は全体に係るため明示していない) 黄色マスキング箇所が項目として本文記載不足箇所
46	6. 実用炉規則第113条第1項第9号 実用炉規則第113条第1項第5号の点検及び評価並びに同条同項第6号及び第7号の措置に係る品質マネジメントシステム	6. 実用炉規則第113条第1項第9号の「点検及び評価並びに措置に係る品質マネジメントシステム」	
47	① 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）を踏まえ、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づく劣化管理に関する一連のプロセスが示されていること。	① 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）を踏まえ、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づく劣化管理に関する一連のプロセスを記載すること。	<p>第2回審査会合資料を踏まえて修正</p> <p>○審査基準①、記載要領① → 9. 点検及び評価並びに措置に係る品質マネジメントシステム</p> <p>○審査基準②、記載要領 → 9. 点検及び評価並びに措置に係る品質マネジメントシステム</p>
48	② 構築された品質マネジメントシステムに基づき劣化管理を実施することが定められていること。	また、構築された品質マネジメントシステムに基づき劣化管理を実施することを記載すること。	